

## 1 認定の期間について

施設等利用給付1号認定 (新1号認定)	対象
	私学助成対象の <u>幼稚園</u> を利用するかた
	認定期間
	在園期間（小学校就学前の最後の3月31日までで一旦認定）とします。  ※途中退園，新2号認定又は教育・保育給付認定（認可保育施設の認定）の対象となった場合は期間が変更となる場合があります。
施設等利用給付2・3号認定 (新2・3号認定)	対象
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼稚園及び認定こども園が実施する<u>預かり保育</u>を利用するかた</li> <li>・ <u>認可外保育施設（ベビーシッターを含む。）</u>を利用するかた</li> <li>・ 保育所等が実施する<u>一時預かり事業</u>（認可保育施設に在籍しているかたは対象外）を利用するかた</li> <li>・ <u>ファミリー・サポート・センター事業</u>又は<u>病児保育事業</u>を利用するかた</li> </ul>
	認定期間
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認定の事由が「就労」の場合，在園及び利用期間中（小学校就学前の最後の3月31日までで一旦認定）とします。ただし，有期雇用の場合は，契約更新の確認をもって認定を継続します。</li> <li>・ 認定の事由が「就労」以外の場合，認定期間がそれぞれの事由により異なりますので，ご注意ください（特に<u>求職活動中／妊娠・出産／就学</u>）。</li> </ul> <p>※認定の更新・変更を希望する場合は，認定終了月中または認定開始希望月の前月中に申請書類&amp;証明書類を提出し，必要な手続きを行ってください。</p>

## 2 毎年の保育の必要性の確認について（新2・3号認定のみ）

⇒法令に基づき，毎年，保育の必要性（認定の事由&要件）を満たしているか確認を行います。

### 【対象】

新2・3号認定を受けたかた全員

### 【確認の内容】

皆様には保育の必要性を証明する書類の提出を求めることとなります。

※保育の必要性を証明できない場合は認定を取り消します。

※確認の実施時期については，別途お知らせします。